

平成30年度当初予算における引上げ分の地方消費税収の市町村交付金(社会保障財源化分)が  
 充てられる社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費

・地方消費税交付金(社会保障財源化分) 127,000 千円  
 ・社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 2,785,717 千円

【社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】

(単位:千円)

事業名	経費	財源内訳					備考	
		特定財源			一般財源			
		国・県 支出金	地方債	その他	引上げ分の地方 消費税(社会保 障財源化分の市 町村交付金)	その他		
社会福祉	社会福祉総務費	119,105	5,399	28,700		6,229	78,777	
	障害者福祉費	534,194	378,397	1,500		11,307	142,990	
	福祉医療給付費	189,549	74,255			8,449	106,845	
	老人福祉費	149,795	133	21,400	18,933	8,012	101,317	
	児童福祉総務費	267,962	155,787		8,638	7,587	95,950	
	児童措置費	165,801	140,114			1,882	23,805	
	児童館費	41,272	19,950		2,619	1,371	17,332	
	保育園費	168,025	10,236	7,600	17,954	9,690	122,545	
社会保険	国民健康保険費	350,355	84,780		72	19,456	246,047	
	介護保険費	384,518	4,716			27,832	351,970	
	後期高齢者医療費	340,617	60,055		3,222	20,324	257,016	
保健衛生	予防費	60,852	4,243		1,806	4,016	50,787	
	母子保健費	13,672	1,719		417	845	10,691	
合計	2,785,717	939,784	59,200	53,661	127,000	1,606,072		

・引上げ分の消費税収(市町村交付金を含む)は「消費税法第1条第2項に規定する経費(社会保障4経費)その他社会保障施策に要する経費」に充てるものとされている。

※「**社会保障4経費**」とは、制度として確立された「年金」「医療」及び「介護」の社会保障給付、並びに「少子化に対処するための施策に要する経費」をいう。

※「**社会保障施策**」とは、・社会福祉・社会保険・保健衛生のいずれかに関する経費をいう。